

上で、どうしても残る環境影響に対する「代償措置」が必要かどうかの検討が行われることとしている。

環境保全措置の目的や環境影響評価の本来の趣旨に照らせば、環境影響の回避・低減を十分しないで、免罪符的に代償措置を提示さえすればこと足りるとすることは認められるものではないことに注意が必要である。

環境保全措置の検討は、環境影響評価の核心とも言える内容であり、事業計画の内容に応じてできる限り具体的に検討し、整理されることが必要である。具体的な検討内容としては、回避、低減、代償等の措置の具体的実施内容や効果に加え、当該措置の実施による他の環境要素へのマイナス面の影響の評価、措置の実施によつても残る環境影響の程度等を、不確実性の程度も含め、できる限り客観的に整理することを示している。

環境保全措置の例としては、大気汚染物質や水質汚濁物質の除去設備などの導入により環境への影響を低減する方法に加え、事業計画の規模の縮小をも含むものである。「損なわれる環境の有する価値を代償する」とは、例えば、対象事業の実施により動物の生息環境の消失が環境保全措置を講じても避けられないような場合、その生息環境が「環境の有する価値」であり、その環境を新たに創造することが「代償する」ということになる。

「事業者により実行可能な範囲内」は、事業者において確実に実行されることを想定するもので、次のような観点が考えられる。

- ・科学的知見や技術に照らして、環境保全措置が事業者において実行可能であること（技術的確実性）
- ・環境保全措置の実施に伴い地域住民及び関係者の安全性が確保できること（安全性）
- ・環境保全措置を講じるための用地等を必要とする場合には、当該用地等が物理的に確保できる見通しがあり、法律的にも社会的にも事業者において実行可能であること（物理的、法律的、社会的妥当性）
- ・事業者が負担できる事業費として環境保全措置に充てることができること（経済性）

.1 環境に対する影響緩和（ミティゲーション）の考え方

環境影響評価において、環境に対する影響の緩和を考慮するに当たっては、次に示す考え方に基づき、回避、最小化、修正、低減及び代償の順に検討する。

(1) 回避

全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

○回避は、その場所での事業を行わないことにより、その場所への事業の影響をなくす手法である。立地選定、ソーニングの段階などの事業の初期段階で行う。自然環境の保全では、回避が最も効果的である。

○動物や植物等の自然環境の保全を目的とする場合は、主に立地の問題となる。

○公害では、立地の問題と同時に、活動そのものや使用物質の変更等により要因

の発生をなくすことが重要である。なお、有害物質の処理そのものを事業計画とする事業にあっては、回避の考え方はなじまない。

○調査により明らかになる自然環境の情報に柔軟に対応するためには、複数の案を検討しておく。

(例)

- ・事業の中止
- ・事業計画地の位置の変更
- ・施設の位置の変更
- ・道路（鉄道）等の線形変更
- ・事業内容の変更による影響要因の手法（使用物質の変更等）

(2) 最小化

実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

○最小化は、事業の実施規模や事業の内容を減らすことにより、環境への影響を減らす手法である。

○自然環境の保全では、施設等の構造の変化が主な対応となる。

○公害では、計画フレームの縮小、事業内容の変更等により、排出のレベルを下げる。なお、有害物質の処理そのものを事業目的とする事業にあっては、影響を分散するための施設の分割という考え方もあるが、それによる効率や処理レベルの低下等についての検討が必要である。

(例)

- ・道路（鉄道）等の構造の変更（高架化、地下化、橋梁化、車線数変更等）
- ・カルバートボックス、オーバーブリッジ等、動物の移動路の確保
- ・景観に配慮した施設構造（高さを押さえる、高さをそろえる等）
- ・煙突の位置、高さの変更

(3) 修正

影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

○修正は、工事等の事業計画により一時的に影響を受けた環境について、修復や復元等を行うことで影響を緩和する手法である。

○自然環境に関しては、一度改変した場所の復元、緑化等である。

○公害では、環境中へ排出後の対応策で、水路浄化、防音壁、流出した地下水を再注入することなどが挙げられる。

(例)

- ・表土復元
- ・法面緑化
- ・他自然型護岸
- ・防音壁の設置

- ・有害物質除去装置の設置
- ・魚道の設置
- ・林縁部の植生復元

(4) 低減

継続的な保護又は維持活動を行うことにより、影響を低減する。

○低減は、施工、供用、取壊し等、事業を実施する際に環境に対する配慮を行い、事業の影響を緩和する手法である。

(例)

- ・雨水の地下浸透
- ・作業員の教育
- ・光害に配慮した照明器具装置
- ・焼却炉の適正な温度での運転

(5) 代償

代用的な資源若しくは環境で置き換えたり、又は提供すること等により、影響を代償する。

○代償は、事業に伴い失われる環境を別の場所に創出することにより、事業の影響を緩和する手法である。

○事業者がその整備、維持管理に責任を持つものとする。他の主体に引き継がれる場合には、代償として整備された環境の管理がどのように引き継がれるのかを明記する。将来にわたる管理が保証されないものは代償と認められない。

○保全対策については、事業対象地に対する十分な保全対策が重要であり、代償を行うことにより相当程度の影響が容認されるというものではない。

○自然環境では、事業地内又は外でのビオトープ造成等により、失われた自然と同じ機能を持つ代替の自然を造成することである。

○なお、ある機能を持つ自然を造成することは、現在そこにある機能に影響を与えるものであり、総合的な判断が必要となる。

○また、失われる自然の代わりに同様の機能を持つ自然を確保し保全すること、劣化している自然を修復し機能を回復すること、既に失われている自然の機能を回復することも、広義の代償として考えることが可能である。

○公害では、移転、補償といったことが考えられるが、これらは環境影響評価の代償となるものではない。

(例)

- ・湿地の造成
- ・藻場の造成
- ・営巣地環境造成
- ・移植